

「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」修正対照表

第二部分

「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)	「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記あり)	「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記なし)
<p>第二部分第一章</p> <p>3.1.3 公共利益に反する発明創造</p> <p>……</p> <p>専利出願の文字或いは図形が、国の重大な政治事件又は宗教事件に関わるものであって、公衆の感情又は民族的感情を傷付けるもの、若しくは封建迷信を宣伝するものに対しては、専利権を付与しない。</p> <p>……</p>	<p>第二部分第一章</p> <p>3.1.3 公共利益に反する発明創造</p> <p>……</p> <p><u>専利出願の文字或いは図形が政党の象徴及び標識、国の重大な政治事件に関わるものであって、公衆の感情又は民族的感情を傷付けたり、封建迷信を宣伝したりする発明創造に対しては、専利権を付与しない。国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わっており、公衆の感情又は民族的感情を傷付けるもの、若しくは宣传封建迷信を宣伝するものは公共利益に反する発明創造に対しては、専利権を付与しない。</u></p>	<p>第二部分第一章</p> <p>3.1.3 公共利益に反する発明創造</p> <p>……</p> <p>政党の象徴及び標識、国の重大な政治事件に関わるものであって、公衆の感情又は民族的感情を傷付けたり、封建迷信を宣伝したりする発明創造に対しては、専利権を付与しない。国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰に係わっており、公共利益に反する発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>……</p>

	
<p>第二部分第一章</p> <p>3.2 専利法 5 条 2 項に基づき専利権を付与しない発明創造</p> <p>専利法第 5 条 2 項に基づき、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依拠して完成した発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>専利法実施細則第 26 条第 1 項によると、専利法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物などから採集される遺伝的機能を有するすべての物質で、功能的、かつ実際の又は潜在的価値を持つ材料をいう。専利法でいう遺伝資源に依拠して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝的機能を利用して完成した発明創造のことをいう。</p> <p>上述の規定における遺伝的機能とは、生物体が繁殖によって性状又は特徴を代々伝達する又は生物体全体を複製させる能力をいう。</p> <p>遺伝的効能単位とは、生物体の遺伝子或い</p>	<p>第二部分第一章</p> <p>3.2 専利法 5 条 2 項に基づき専利権を付与しない発明創造</p> <p>専利法第 5 条 2 項に基づき、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依拠して完成した発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>専利法実施細則第 29 条第 1 項によると、専利法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物などから採集される遺伝的機能を有するすべての物質で、<u>功能的、かつ実際の又は潜在的価値を持つ材料及びこの種の材料</u>を利用して作成した情報をいう。専利法でいう遺伝資源に依拠して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝的機能を利用して完成した発明創造のことをいう。</p> <p>上述の規定における遺伝的機能とは、生物体が繁殖によって性状又は特徴を代々伝達する又は生物体全体を複製させる能力をいう。</p>	<p>第二部分第一章</p> <p>3.2 専利法 5 条 2 項に基づき専利権を付与しない発明創造</p> <p>専利法第 5 条 2 項に基づき、法律や行政法規に違反して遺伝資源を獲得又は利用し、かつ当該遺伝資源に依拠して完成した発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>専利法実施細則第 29 条第 1 項によると、専利法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物などから採集される遺伝的機能を有するすべての物質で、<u>功能的、かつ実際の又は潜在的価値を持つ材料及びこの種の材料</u>を利用して作成した情報をいう。専利法でいう遺伝資源に依拠して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝的機能を利用して完成した発明創造のことをいう。</p> <p>上述の規定における遺伝的機能とは、生物体が繁殖によって性状又は特徴を代々伝達する又は生物体全体を複製させる能力をいう。</p>

<p>は遺伝的功能を有する DNA 若しくは RNA 断片をいう。</p> <p>人体や動物、植物又は微生物などから採集される遺伝的効能単位を有する材料とは、遺伝的功能単位のキャリアをいい、生物体の全体、並びに器官や組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA 若しくは RNA 断片など生物体の特定の部分を含む。</p> <p>発明創造に遺伝資源の遺伝的功能を利用したとは、発明創造を完成させ、当該遺伝資源の価値を実現するために、遺伝的功能単位に対して分離や分析、処理などを行うことをいう。</p> <p>法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し又は利用するとは、遺伝資源の獲得或いは利用に際して、中国の関連法律や行政法規の規定に基づいて、事前に関連行政管轄部門による承認若しくは関連権利者による承諾を取得していないことをいう。例えば、「中華人民共和国牧畜法」及び「中華人民共和国禽畜遺伝資源入出国と対外的合作・研究</p>	<p>遺伝的効能単位とは、生物体の遺伝子或いは遺伝的功能を有する DNA 若しくは RNA 断片をいう。</p> <p>人体や動物、植物又は微生物などから採集される遺伝的効能単位を有する材料とは、遺伝的功能単位のキャリアをいい、生物体の全体、並びに器官や組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA 若しくは RNA 断片など生物体の特定の部分を含む。</p> <p>発明創造に遺伝資源の遺伝的功能を利用したとは、発明創造を完成させ、当該遺伝資源の価値を実現させるために、遺伝的功能単位に対して分離、分析、処理を行うこと又は<u>遺伝的功能単位に生じた遺伝情報を分析し利用すること</u>などをいう。</p> <p>法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し又は利用するとは、遺伝資源の獲得又は利用に際して、<u>法律、行政法規の禁止規定に違反し又は中国の関連法律や行政法規の規定に基づいて関連の行政管理部門による承認若しくは関連権利者による承諾を取得して</u></p>	<p>遺伝的効能単位とは、生物体の遺伝子或いは遺伝的功能を有する DNA 若しくは RNA 断片をいう。</p> <p>人体や動物、植物又は微生物などから採集される遺伝的効能単位を有する材料とは、遺伝的功能単位のキャリアをいい、生物体の全体、並びに器官や組織、血液、体液、細胞、ゲノム、遺伝子、DNA 若しくは RNA 断片など生物体の特定の部分を含む。</p> <p>発明創造に遺伝資源の遺伝的功能を利用したとは、発明創造を完成させ、当該遺伝資源の価値を実現させるために、遺伝的功能単位に対して分離、分析、処理を行うこと又は<u>遺伝の功能的な単位で生じた遺伝情報を分析し利用すること</u>などをいう。</p> <p>法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し又は利用するとは、遺伝資源の獲得又は利用に際して、法律、行政法規の禁止規定に違反し又は中国の関連法律や行政法規の規定に基づいて関連の行政管理部門による承認若しくは関連権利者による承諾を取得して</p>
---	---	--

<p>利用の審査・承認弁法」の規定事項によると、中国禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出する際には、関連する審査承認手続を行う必要がある。中国の国外へ輸出された中国禽畜遺伝資源保護名鑑にある禽畜遺伝資源について、審査承認手続を行っていない場合、これに依拠して完成された発明創造に対しては専利権を付与することができない。</p>	<p>いないことをいう。例えば、「中華人民共和国牧畜法」及び「中華人民共和国禽畜遺伝資源入出国と対外的合作・研究利用の審査・承認弁法」の規定事項によると、中国禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出する際には、関連する審査承認手続を行う必要がある。中国の国外へ輸出された中国禽畜遺伝資源保護名鑑にある禽畜遺伝資源について、審査承認手続を行っていない場合、これに依拠して完成された発明創造に対しては専利権を付与することができない。また、例えば、「中華人民共和国生物安全法」及び「中華人民共和国ヒト遺伝資源管理条例」の規定に従い、中国のヒト遺伝資源情報を外国の組織に提供し又はその使用を許可する場合、国務院科学技術行政部門に事前に報告し、情報のバックアップを提出しなければならず、中国の公衆の健康、国の安全及び社会公共の利益に影響する可能性がある場合には、さらに安全審査に合格しなければならない。ある発明創造の完成が外国の組織に提供</p>	<p>いないことをいう。例えば、『中華人民共和国牧畜法』お及び『中華人民共和国禽畜遺伝資源入出国と対外的合作・研究利用の審査・承認弁法』の規定事項によると、中国禽畜遺伝資源保護名鑑に掲載された禽畜遺伝資源を外国に輸出する際、関連する審査承認手続を行う必要がある。中国の国外へ輸出された中国禽畜遺伝資源保護名鑑にある禽畜遺伝資源について、審査承認手続を行っていない場合、これに依拠して完成された発明創造に対しては専利権を付与することができない。また、例えば、「中華人民共和国生物安全法」及び「中華人民共和国ヒト遺伝資源管理条例」の規定に従い、中国のヒト遺伝資源情報を外国の組織に提供し又はその使用を許可する場合、国務院科学技術行政部門に事前に報告し、情報のバックアップを提出しなければならず、中国の公衆の健康、国の安全及び社会公共の利益に影響する可能性がある場合には、さらに安全審査に合格しなければならない。ある発明創造の完成が外国の組織に提供</p>
---	--	---

	<p>した中国のヒト遺伝資源情報に依拠し、関連 <u>の</u>手続を踏まなかった場合、当該発明創造に <u>対しては、専利権を付与しない。</u></p>	<p>した中国のヒト遺伝資源情報に依拠し、関連 の</p>
<p>4.3.1.2 診断方法に属さない発明 以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法</p> <p>(2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、命を有する人体や動物体から中間結果となる情報を取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ或いはその他のパラメータ）の処理方法</p> <p>(3) 診断結果又は健康状況の取得ではなく、人体や動物体から分離している組織、体液或いは排泄物に対して処理又は検査を行うことにより中間結果とする情報の取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。</p> <p>前述の（2）と（3）に関して説明が必要な</p>	<p>4.3.1.2 診断方法に属さない発明 以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法</p> <p>(2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、<u>(i)</u> 命を有する人体や動物体から中間結果となる情報を取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ又はその他のパラメータ）の処理方法—(3) 診断結果又は健康状況の取得ではなく <u>又は (ii)</u> 人体や動物体から分離している組織、体液若しくは排泄物に対して処理若しくは検査を行うことにより中間結果となる情報の取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。—<u>。</u>—<u>。</u>—</p> <p><u>(4) 診断結果又は健康状況の取得ではな</u></p>	<p>4.3.1.2 診断方法に属さない発明 以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法</p> <p>(2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、(i) 命を有する人体や動物体から中間結果となる情報を取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ又はその他のパラメータ）の処理方法又は (ii) 人体や動物体から分離している組織、体液若しくは排泄物に対して処理若しくは検査を行うことにより中間結果とする情報の取得することのみを直接的な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。—<u>。</u>—</p> <p>説明が必要な点としては、現用技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づ</p>

<p>点としては、現用技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づく情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限って、これらの情報が中間結果として認められる点が挙げられる。</p>	<p>く、人体や動物体から分離している組織、体液或いは排泄物に対して処理又は検査を行うことにより中間結果とする情報を取得することのみを直接な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。</p> <p>前述の(2)と(3)に関して説明が必要な点としては、現用技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づいた情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限って、これらの情報が中間結果として認められる点が挙げられる。</p> <p><u>(3) すべての手順がコンピュータなどの装置によって実施される情報処理方法であって、診断結果又は健康状況に関する情報を取得することをその直接的な目的としないもの。</u></p>	<p>いた情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限って、これらの情報が中間結果として認められる点が挙げられる。</p> <p>(3) すべての手順がコンピュータなどの装置によって実施される情報処理方法であって、診断結果又は健康状況に関する情報を取得することをその直接的な目的としないもの。</p>
<p>第二部分第二章 2.2.3 背景技術</p> <p>発明又は実用新案の説明書の背景技術部分には、発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記しなければならず、</p>	<p>第二部分第二章 2.2.3 背景技術</p> <p>発明又は実用新案の説明書の背景技術部分には、発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記しなければならず、</p>	<p>第二部分第二章 2.2.3 背景技術</p> <p>発明又は実用新案の説明書の背景技術部分には、発明又は実用新案の理解、検索、審査に有用な背景技術を明記しなければならず、</p>

<p>そして、なるべくこれらの背景技術を反映する文献を引用しなければならない。特に発明又は実用新案の権利要求書における独立請求項の前提部分の技術的特徴を含む現有技術書類を引用しなければならない。つまり、発明又は実用新案の専利出願に最も隣接する現有技術書類を引用しなければならない。説明書の場合、専利書類からでも、専利以外の書類からでも引用することができる。例えば、定期刊行物、雑誌、マニュアル、一般書籍など。専利書類を引用する場合、少なくとも専利書類の国別や、公開番号を明記しなければならない。公開日についても含めることが望ましい。専利書類以外のものを引用する場合には、これらの書類の表題と詳細な出所を明記しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>そして、なるべくこれらの背景技術を反映する文献を引用しなければならない。特に発明又は実用新案の権利要求書における独立請求項の前提部分の技術的特徴を含む現有技術書類を引用しなければならない。つまり、発明又は実用新案の専利出願に最も隣接する現有技術書類を引用しなければならない。説明書の場合、専利書類からでも、専利以外の書類からでも引用することができる。例えば、定期刊行物、雑誌、マニュアル、一般書籍など。専利書類を引用する場合、少なくとも専利書類の国別や、公開番号又は出願番号を明記しなければならない。公開日又は出願日についても含めることが望ましい。専利書類以外のものを引用する場合には、これらの書類の表題と詳細な出所を明記しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>そして、なるべくこれらの背景技術を反映する文献を引用しなければならない。特に発明又は実用新案の権利要求書における独立請求項の前提部分の技術的特徴を含む現有技術書類を引用しなければならない。つまり、発明又は実用新案の専利出願に最も隣接する現有技術書類を引用しなければならない。説明書の場合、専利書類からでも、専利以外の書類からでも引用することができる。例えば、定期刊行物、雑誌、マニュアル、一般書籍など。専利書類を引用する場合、少なくとも専利書類の国別や、公開番号又は出願番号を明記しなければならない。公開日又は出願日についても含めることが望ましい。専利書類以外のものを引用する場合には、これらの書類の表題と詳細な出所を明記しなければならない。</p> <p>……</p>
<p>第二部分第八章 8. 前置審査及び復審後の審査の継続 専利法実施細則第 62 条の規定に基づき、審</p>	<p>第二部分第八章 8. 前置審査及び復審後の審査の継続 専利法実施細則第 62 条の規定に基づき、審</p>	<p>第二部分第八章 8. 前置審査及び復審後の審査の継続 審査官は、転送された復審請求書について</p>

<p>査官は、専利復審委員会から転送された復審請求書について前置審査を行ない、それらの関係書類を受領した日から一ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書はそれらの関係書類とともに専利復審委員会に提出し、専利復審委員会が復審決定を下す。前置審査の要求については、本指南第四部分第二章第 3 節の規定を適用する。</p> <p>専利復審委員会が、専利局の却下決定を取り消す旨の復審決定を下した後、審査官は専利出願について継続審査を行わなければならない。継続審査の要件については、本章の規定を適用する。ただし、審査官は、継続審査の過程において、同一の事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反するような却下決定を下してはならない（本指南第四部分第二章第 7 節を参照）。</p>	<p>査官は、専利復審委員会から転送された復審請求書について前置審査を行ない、それらの関係書類を受領した日から一ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書はそれらの関係書類とともに専利復審委員会に提出し、専利復審委員会が復審決定を下す。前置審査の要求については、本指南第四部分第二章第 3 節の規定を適用する。</p> <p>専利復審委員会復審及び無効審理部が専利局の却下決定を取り消す旨の復審決定を下した後、審査官は専利出願について継続審査を行わなければならない。継続審査の要件については、本章の規定を適用する。ただし、審査官は、継続審査の過程において、同一の事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反するような却下決定を下してはならない（本指南第四部分第二章第 7 節を参照）。</p>	<p>前置審査を行ない、前置審査意見を作成しなければならない。前置審査の要求については、本指南第四部分第二章第 3 節の規定を適用する。</p> <p>復審及び無効審理部が却下決定を取り消す旨の復審決定を下した後、審査官は専利出願について継続審査を行わなければならない。継続審査の要件については、本章の規定を適用する。ただし、審査官は、継続審査の過程において、同一の事実や理由、証拠により、当該復審決定意見と相反するような却下決定を下してはならない（本指南第四部分第二章第 7 節を参照）。</p>
<p>第二部分第十章</p> <p>9.2.3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表</p> <p>(1) 発明が 10 個又はそれ以上のヌクレオ</p>	<p>第二部分第十章</p> <p>9.2.3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表</p> <p>(1) 発明が 10 個又はそれ以上のヌクレオ</p>	<p>第二部分第十章</p> <p>9.2.3 ヌクレオチド又はアミノ酸配列表</p> <p>(1) 発明が 10 個又はそれ以上のヌクレオ</p>

<p>チドからなるヌクレオチド配列、或いは 4 個又はそれ以上の L-アミノ酸からなる蛋白質又はペプチドのアミノ酸配列に関するものである場合、国家知識産権局が公表した「ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表と配列表電子ファイルの基準」に基づいて作成した配列表を提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>チドからなるヌクレオチド配列、又は由 4 個若しくはそれ以上の L-アミノ酸からなる蛋白質又はペプチドのアミノ酸配列に関するものである場合、国家知識産権局が公表した「ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表と配列表電子ファイルの基準」に基づいて作成したの規定に合致する配列表電子ファイルを提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>チドからなるヌクレオチド配列、又は由 4 個若しくはそれ以上の L-アミノ酸からなる蛋白質又はペプチドのアミノ酸配列に関するものである場合、国家知識産権局の規定に合致する配列表電子ファイルを提出しなければならない。</p> <p>……</p>
--	--	--

出所：国家知識産権局ホームページ：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。